

議案第 3 5 号

岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 5 月 1 1 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成3年岩倉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「期日前」を「基準日前」に改め、同条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。